

行政処分の公表

当社武蔵野営業所は、関東運輸局より以下の処分を受けました。

今回の件を厳粛に受け止め、全社を挙げて再発防止に取り組んでまいります。

1. 対象営業所 関東バス株式会社武蔵野営業所

2. 処分の内容 輸送施設の使用停止（110日車）

3. 指摘事項および違反条項
 - （1）国土交通大臣が告示で定める基準に適合する損害賠償責任保険に加入していなかったこと。
 （道路運送法第27条第1項）
 （旅客自動車運送事業運輸規則第19条の2）
 - （2）運転者に対する輸送の安全確保についての指導監督が不適切であったこと。
 （道路運送法第27条第1項）
 （旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項）

4. 行政処分を受けた日 平成24年3月6日

以 上